

防火・防災通信



火の用心

Fire precautions
Phòng ngừa cháy nổ
불조심
小心火灾

火事・救急は119番
Call 119 in case of fire or emergency
Cháy hoặc cấp cứu gọi 119
화재·구급은 119
火灾、急救时拨打119号
今治市防火・防災管理者連絡協議会

目 次

今治市防火・防災管理者連絡協議会総会	1
今治市防火・防災管理者連絡協議会 優良事業所表彰	2
視察研修を実施しました	3
令和6年中の今治市の火災概要	4
煙の特性について	6
住宅用火災警報器の設置率調査結果	7
住宅用火災警報器の維持管理、取り付け支援	8
電気火災が急増しています！	9
野焼きによる火災に注意してください！	10
南海トラフ地震関係リンク集	11
映像通報システム「Live（ライブ）119」	12
消防本部・各消防署への連絡先	13



- 日 時：令和6年5月16日（木）10時00分から11時45分まで
- 場 所：テクスポート今治 1階大ホール
- 出席事業所：156事業所
- 会長挨拶：西本 信保 会長
- 顧問挨拶：山本 秀明 消防長



➤ 審議事項

- ①（第1号議案）令和5年度事業報告について
- ②（第2号議案）令和5年度決算報告について
- ③（第3号議案）令和6年度事業計画（案）について
- ④（第4号議案）令和6年度予算（案）について
- ⑤（第5号議案）視察研修の実施について

すべての議案についてご審議いただき、いずれも原案どおり承認されました。



「今治市防火・防災管理者連絡協議会に関する内規」の基準により、防火・防災管理体制が他の模範となる事業所として表彰されました。



潮冷熱株式会社 大西事業所



民宿 うずしお

両事業所は、防火管理者の選任及び消防計画に基づく防火管理業務、自衛消防組織の編成運用、消防機関との連絡等が適切に行われ、防火管理業務が特に他の模範となる事業所でした。



令和6年11月6日（水）に16名の会員が参加して、防火・防災管理業務のより一層の充実強化を図ることを目的とした視察研修を新居浜市防災センターにおいて実施しました。



VRを使用した火災、水害の疑似体験



地震、土砂災害疑似体験



煙避難体験



119通報体験



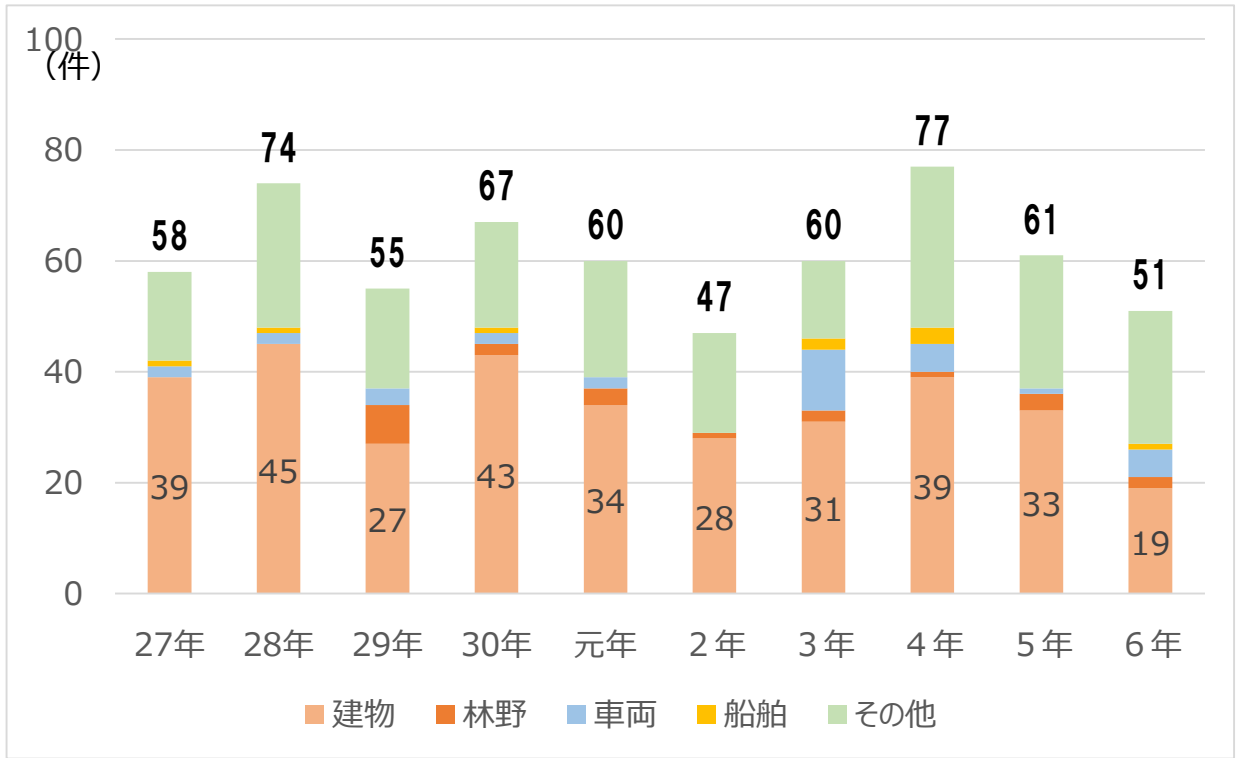
消火体験



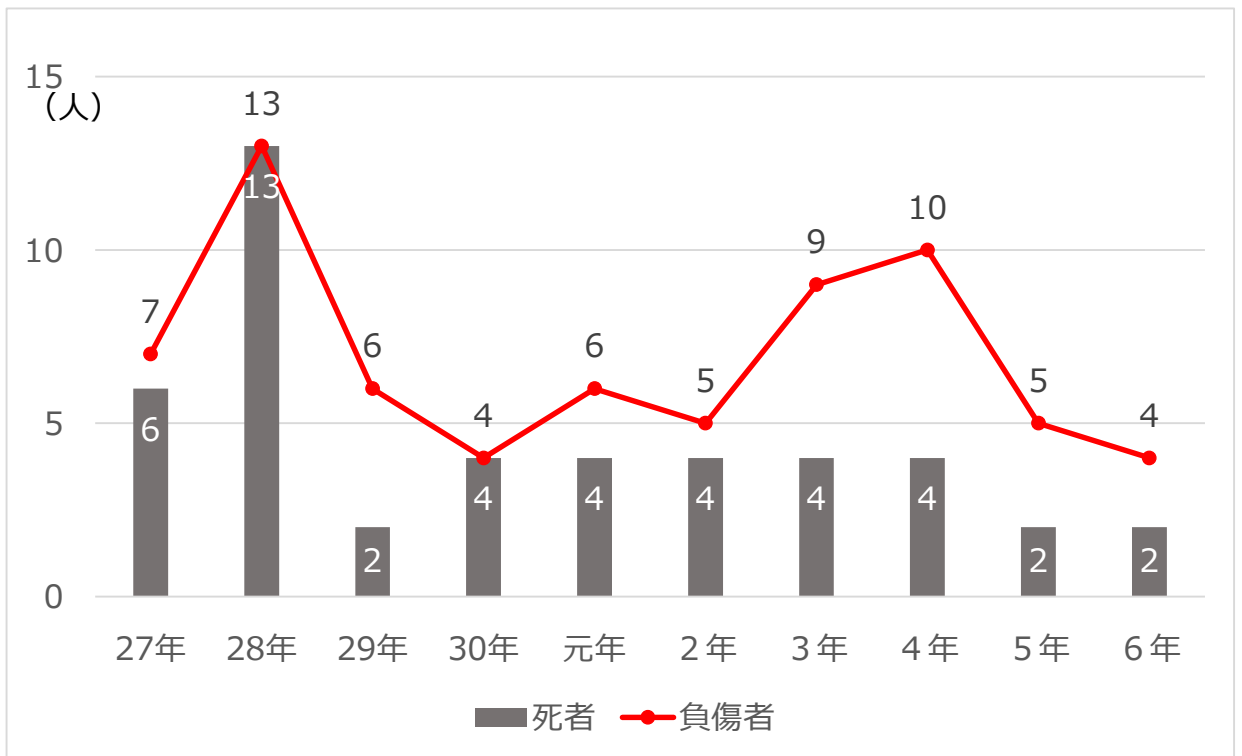
参加者集合写真



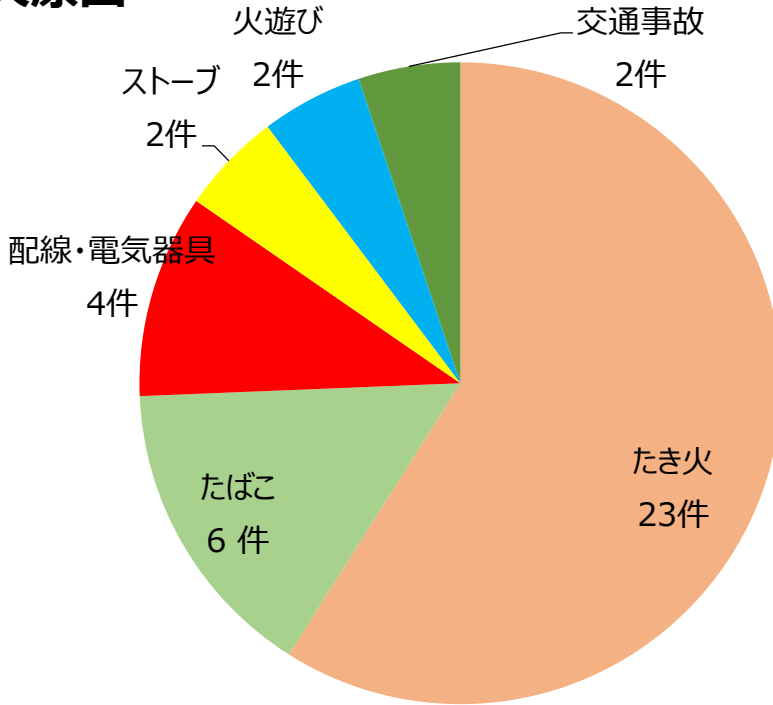
火災件数の推移



死者数及び負傷者数の推移

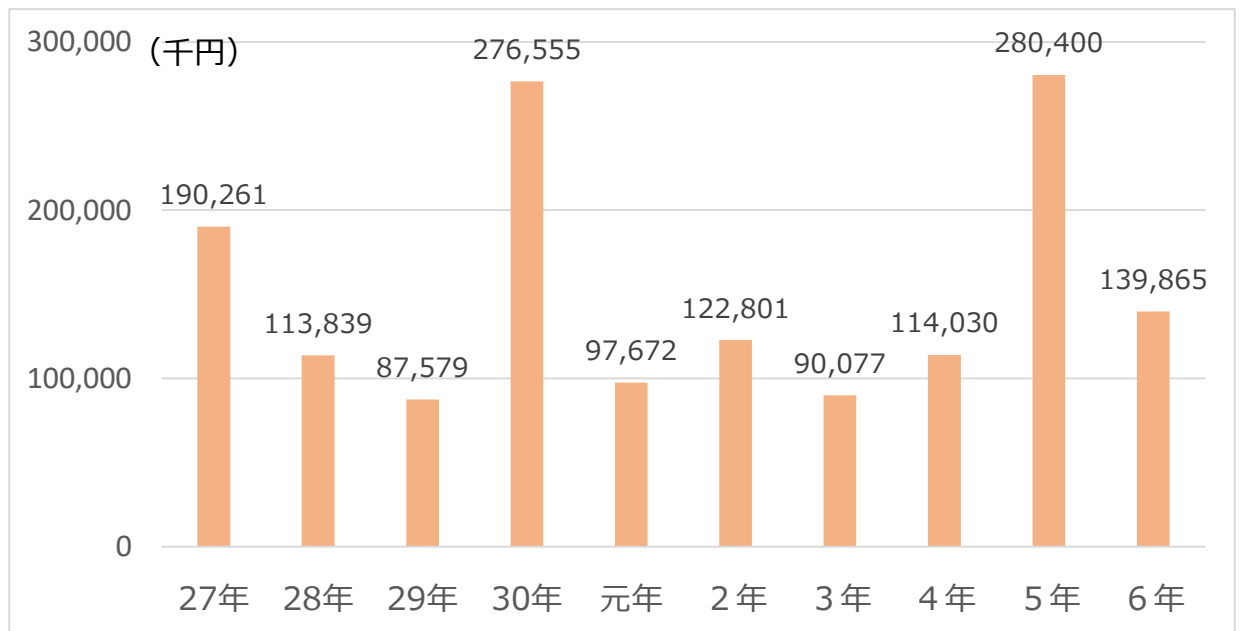


主な出火原因



出火原因については、たき火（焼却火を含む）が23件と最も多くなっており、風向きや風の強さによっては、付近の民家や山林に延焼して被害を及ぼすことがあります。また、近年は電気（配線器具、電気製品、モバイルバッテリー等）が原因の火災が増加傾向にあります。

損害額の推移





火事で恐ろしいのは、火炎より『煙』です。

火災で亡くなる原因をみても、火傷によるものよりも、**煙による一酸化炭素中毒や窒息が原因で命を落とす**ことが少なくありません。煙の特性を知り、発生した火災に的確に動ける知識を身につけましょう。

1 煙の性質

(1) 煙が拡散する速さ

上に昇る速さ 1秒で約3～5m (かけ足の速さ)

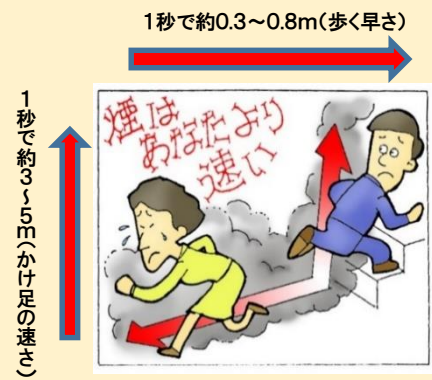
横へ広がる速さ 1秒で約0.3～0.8m (歩く早さ)

(2) 火災で発生した煙は、天井に一時的に溜まり、そこから徐々に下に降りてきます。

また、煙の中は非常に温度が高く、火傷の原因となります。

したがって、高い位置にある煙は濃度が濃く、非常に危険です。しかし、低い位置にある煙は濃度が薄いため、比較的安全です。

(3) 煙は天井と壁の角や、床と壁の角には入ることがなく、角を避けるように拡散します。



2 煙の恐さ

(1) 煙には、一酸化炭素など有毒なガスが多く含まれています。濃度の濃い一酸化炭素を吸い込めば意識を失い、最悪の場合、命に危険がおよびます。火災によって亡くなられた方のほとんどは、煙を吸い込み一酸化炭素中毒により意識を失い、亡くられています。

(2) 高い位置にある煙は非常に高温であるため、煙に触れるだけで火傷を負うことがあります。

一酸化炭素中毒の症状

濃度 (%)	発生する症状
0.02	2～3時間で軽い頭痛がする
0.04	1～2時間で頭痛、吐き気がする
0.08	45分でめまい、けいれんを起こす
0.16	20分で頭痛、めまい、2時間で致死
0.32	5～10分で頭痛、30分で致死
0.64	5～15分で致死
1.28	1～3分で致死

3 避難方法

(1) 煙は天井に溜まっていき、煙の層と空気の層に分かれます。床近くの空気の層は比較的煙が薄く空気が残っており、視界も良いので姿勢を低くして避難するようにしましょう。

(2) 姿勢を低くしても煙の濃度が濃い場合、床と壁の角に空気が残っていることがあるので、その空気を吸いながら避難するようにしてください。また、階段の段差となっている角の部分にも空気が残っていることもあります。

(3) 煙によって視界が悪い場合は、床や壁に手を当て、這うように避難してください。

(4) 濡れたハンカチやタオルを鼻や口に当てて避難するようにしましょう。





全 国 84.5%

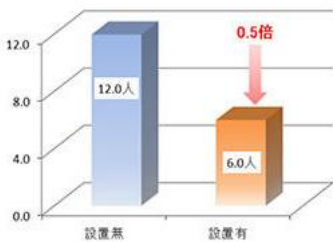
今治市 73.0%

消防庁予防課
住宅用火災警報器の設置状況調査結果
(令和6年6月1日時点) より

今治市の設置率は、全国平均より毎年約10%以上下回っています。

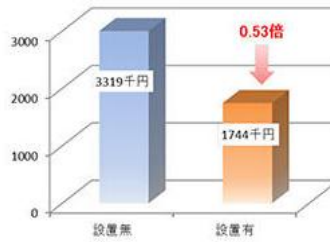
住宅用火災警報器を設置することで、死者数、焼損面積及び損害額が大幅に減少しています。

(人/火災100件)



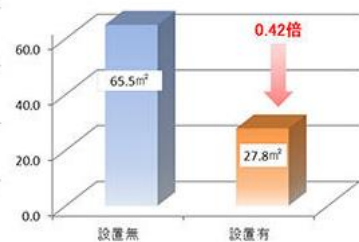
<住宅火災100件当たりの死者数>

(千円/火災1件)



<損害額>

(㎡/火災1件)



<焼損床面積>

注1)「死者」とは、火災現場において火災に直接起因して死亡した者であり、火災により負傷した後48時間以内に死亡した者を含む。
注2)死者の発生した経過が「殺人・自損」(放火自殺、放火自殺者の巻添者、放火殺人の犠牲者)であるものを除く。

死者数、焼損床面積及び損害額を見ると、住宅用火災警報器を設置している場合は、設置していない場合に比べ、死者数、損害額は半減、焼損床面積は6割減



住宅用火災警報器を設置することで、火災発生時の死亡リスクや損失の拡大リスクが大幅に減少

設置が義務化された平成23年から10年以上経っていますので、未だ未設置の住宅はいち早く設置をお願いします。





住宅用火災警報器が設置済みのお宅では**定期的に住宅用火災警報器の作動確認**をし、実際に音を聞きましょう。



住宅用火災警報器の取り付け支援

今治市消防本部では、「住宅用火災警報器取り付け支援」を行っています。

【対象世帯】

- 今治市に在住で、取り付けが困難な高齢者（65歳以上）の方や身体が不自由な方で、条例に合った住宅用火災警報器の準備ができる方。（電池式に限る）
- 条例により設置が義務付けられている住宅用火災警報器は「煙式」です。購入の際は、お間違えのないよう、必要個数を準備してください。なお、台所は「熱式」「煙式」のどちらを準備していただいても取り付け可能です。
- 台所への設置は努力義務となっています。

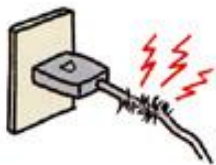


あなたの事業所は大丈夫ですか？



STOP

- 使用しないときには、コンセントから抜く
- タコ足配線は絶対にしない
- 差し込みプラグに付着したほこりなどは取り除く
- 傷んだコードは使用しない
- コードは束ねた状態で使用しない



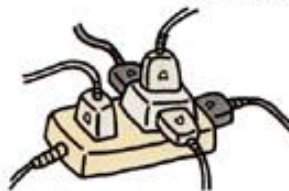
いたんだまま
使用しない



プラグにほこりを
ためない



重いものを
のせない



タコ足配線をしない



消してないよ！



コードをたばねない

焼却する際の注意事項

- 焼却中はその場を離れず、離れるときは必ず消火する
- 乾燥注意報や強風注意報の発令時には行わない
- 消火器や水バケツを用意する
- 一度に多量の焼却は行わない
- 消防署に届出を行う



※ 消防署では、法律に基づく焼却等について、届出をお願いしています。届出は最寄りの消防署に届出用紙を提出するほか、電話でも受け付けています。

なお、**届出は焼却行為を許可するものではなく、火災と間違えて出動することを防ぐためのものです。**

野焼きの火の粉が山側にとび火して山火事になったなど、野焼きが原因とみられる火災が増加しています。



南海トラフ地震について（気象庁）

<https://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/nteq/index.html>

南海トラフ地震対策：防災情報のページ -（内閣府）

<https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/index.html>

リーフレット「南海トラフ地震 -その時の備え-」（気象庁）

<https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/rinji/pdf/leaflet.pdf>

リーフレット「災害から身を守るために みんなで防災！！」（愛媛県）

<https://www.pref.ehime.jp/uploaded/attachment/95930.pdf>

「緊急地震速報の利活用の手引き（施設管理者用） Ver.1.0」（気象庁）

<https://www.jma.go.jp/jma/press/0708/03a/rikatsuyou.pdf>



映像通報システム「Live119」とは、119番通報時、音声のみでは伝えることの難しい傷病、火災や事故の状況をスマートフォンのカメラ機能を使い、映像を加えることによって、より正確な情報をリアルタイムに伝えることができます。



通報者が撮影する災害現場の映像を通信指令員がリアルタイムで確認し、応急手当等を実施いただくための映像を通信指令員から送信するなど、迅速な現場活動に役立てています。

119番通報の際、通信指令員が必要と判断した場合は、「Live119」を利用した映像伝送のご協力をお願いすることがあります。

【協力をお願いについて】

- 通報者の安全が確保されていることが前提となります。安全な環境が確認できれば、通信指令員から「Live119」の操作方法について説明します。
- 撮影中は周囲の安全にご注意ください。

【利用上の注意】

- 本システムの利用にアプリのダウンロードや事前登録は不要です。
- 映像通話などにかかるデータ通信料金は通報者側の負担となりますのでご理解とご協力をお願いします。(通信料金は、ご契約の通信会社やご契約プランにより異なります。)
- 映像通話に係るデータ容量の目安は、**1分間あたり約15MB**です。





消防本部

〒794-0043
今治市南宝来町二丁目1番地1
TEL 0898-32-6666 (代)
FAX 0898-32-0119

総務課

✉ shoubou@imabari-city.jp

予防課

✉ kasaiyobou@imabari-city.jp

警防課

✉ shoubou2@imabari-city.jp

西消防署

〒794-0069
今治市クリエイティブヒルズ3番地
TEL 0898-32-6119
FAX 0898-32-6143
✉ shoubou5@imabari-city.jp

波方分署

〒799-2102
今治市波方町樋口甲1551番地1
TEL 0898-41-7594
FAX 0898-43-0119
✉ shoubou8@imabari-city.jp

菊間分署

〒799-2303
今治市菊間町浜1500番地17
TEL 0898-54-4094
FAX 0898-54-2846
✉ shoubou7@imabari-city.jp

北消防署

〒794-2302
今治市伯方町叶浦甲1667番地4
TEL 0897-74-2119
FAX 0897-74-2120
✉ shoubou9@imabari-city.jp

大島分署

〒794-2203
今治市宮窪町宮窪4764番地5
TEL 0897-86-2119
FAX 0897-86-2985
✉ shoubou10@imabari-city.jp

中央消防署


〒794-0043
今治市南宝来町二丁目1番地1
TEL 0898-32-6666
FAX 0898-32-0119
✉ shoubou4@imabari-city.jp

東分署

〒799-1536
今治市巨甲264番地1
TEL 0898-47-4994
FAX 0898-47-4894
✉ shoubou6@imabari-city.jp

大三島分署

〒794-1402
今治市上浦町井口5286番地
TEL 0897-87-4119
FAX 0897-87-2113
✉ shoubou11@imabari-city.jp



- ◆ 火災・救急 ☎ 119
- ◆ 火災情報案内 ☎ 32-7700
- ◆ 救急当直病院電話案内 ☎ 32-3300

